

(様式1) 記載の例および記載する内容の説明です。

## 【平成29年度補正・全国商工会連合会提出用】

(様式1-1: 単独1事業者による申請の場合)

応募書類一式を申請者が送付する日をご記入ください。

記入日: 平成30年5月11日

全国商工会連合会 会長 殿

郵便番号	XXX-XXXX		
住所(都道府県名から記載)	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 □□ビル1階		
名称	株式会社〇〇		印
代表者の役職	代表取締役		
代表者氏名(姓/名)	持続化	太郎	
電話番号	XXXX-XX-XXXX		

平成29年度補正予算

小規模事業者持続化補助金事業

代表者印(なければ代表者の個人印)を押印してください。

平成29年度補正予算 小規模事業者持続化補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として、公募要領に定める「小規模事業者持続化補助金の交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、公募要領に記載された「重要事項」(P.3~4)を確認し、その内容を十分に理解しています。

### 記

- ・経営計画書(様式2)【代表者の生年月日が確認できる公的書類の写しを添付】

【代表者の年齢が満60歳以上の場合で、かつ後継者候補の者が中心になって補助事業を行う場合には、その者の実在確認書類の写しを添付(他の提出書類で確認可能な場合は不要)】

- ・補助事業計画書(様式3)
- ・事業支援計画書(様式4) \* 依頼に基づき、地域の商工会が作成します。
- ・補助金交付申請書(様式5) \* 補助金事務局でお預かりし、採択決定後に正式受理します。
- ・事業承継診断票(様式6)【代表者の年齢が満60歳以上の場合】

\* 地域の商工会とご相談のうえ、同商工会が作成します。

- その他必要書類・電子媒体(CD-R・USBメモリ等)

#### ◇法人の場合

- ・貸借対照表および損益計算書(直近1期分)
- ・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

#### ◇個人事業主の場合

- ・直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2面)または所得税青色申告決算書(1~4面))または開業届

\* 収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書(直近1期分)を作成し提出

(様式2) 記載の例および記載する内容の説明です。

# 【平成29年度補正・全国商工会連合会提出用】

(様式2)

## 経営計画書

名 称：株式会社〇〇

<応募者の概要>

名称 (フリガナ) 名称 (商号または屋号)		カブシキガイシャ〇〇 株式会社〇〇			
法人番号 (13桁) ※1		1234567890123			
自社ホームページのURL (ホームページが無い場合は「なし」と記載)		http://www.xxxx.co.jp			
主たる業種 ※2	業種番号 (2桁 or 3桁)	7 6	業種名称	飲食店	
常時使用する 従業員数 ※3	2人		* 常時使用する従業員がいなければ、「0人」と記入してください。 * 従業員数が小規模事業者の定義を超える場合は申請できません。		
資本金額 (個人事業者は記載不要)	500万0000円		設立年月日 (和暦) ※4	昭和60年4月1日	
直近1期 (1年間) の売上高 (円) ※5	51,583,996円 決算期間1年未満の場合: か月		直近1期 (1年間)の 売上総利益 (円) ※6	34,280,542円 決算期間1年未満の場合: か月	
連絡 担 当 者	(フリガナ) 氏名	ジゾクカ キヨシ 持続化 清		役職	専務取締役
	住所	(〒123-4567) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 □□ビル1階			
	電話番号	XXXX-XX-XXXX	携帯電話番号	XXX-XXXX-XXXX	
	FAX番号	XXXX-XX-XXXX	E-mail アドレス	xxxxx@xxx.ne.jp	
代表者の氏名	持続化 太郎	代表者の生年月日 (和暦) ※7	昭和32年12月31日		
		平成29年12月31日現在の満年齢	60歳		
<b>【以下、代表者の平成29年12月31日現在の満年齢が「満60歳以上」の場合のみ記入】</b> <b>&lt;誕生日の年が昭和32年 (西暦1957年) またはそれ以前の者が該当します&gt;</b>					
補助事業を中心にな って行う者の氏名	持続化 清	代表者からみた「補 助事業を中心にな って行う者」との関係 [右の選択肢のいずれか 1つにチェック]	<input type="checkbox"/> ①代表者本人 <input type="checkbox"/> ②代表者の配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> ③代表者の子 <input type="checkbox"/> ④代表者のその他親族 <input type="checkbox"/> ⑤上記以外 (親族外の役員・ 従業員等)		
* 「様式6 (事業承継 診断票)」Q1【 】 記載の「後継者候補」 の氏名と同一の者か [いずれか一方にチェック]	<input checked="" type="checkbox"/> ①「後継者候補」である ⇒後継者候補の実在確 認資料の添付が必要 (公募要領P.73参照) <input type="checkbox"/> ②「後継者候補」でない				

(全国商工会連合会・補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」

(共同申請の場合は、原則、代表事業者の連絡担当者) 宛てに行います。補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる方を記載してください。電話番号または携帯電話番号は必ず記入をお願いします。FAX番号・E-mailアドレスも極力記入してください。)

※1 法人の場合は、法人番号を記載してください。個人事業主は「なし」と明記してください。マイナンバー (個人番号) (12

桁)は記載しないでください。

- ※2 公募要領P.83記載の「業種分類」に基づいて、主たる業種の番号(2桁)、業種名称をご記入ください。(「業種分類」に小分類(3桁)が記載されている業種については3桁まで番号を記入し、業種名称をご記入ください。)
- ※3 公募要領P.49の2.(1)③の常時使用する従業員数の考え方をご参照のうえ、ご記入ください。なお、常時使用する従業員に含めるか否かの判断に迷った場合は、地域の商工会にご相談いただけます。  
(従業員数が公募要領P.48記載の「小規模事業者の定義」を満たす事業者のみ申請できます。)
- ※4 「設立年月日」は、創業後に組織変更(例:個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化)された場合は、現在の組織体の設立年月日(例:個人事業者から株式会社化した場合は、現在の株式会社としての設立年月日)を記載してください。  
\*個人事業者で設立した「日」が不明の場合は、「日」の部分は空欄のまま構いません(年月までは必ず記載してください)。
- ※5 「直近1期(1年間)の売上高」は、以下の記載金額を転記してください。  
・法人の場合:「損益計算書」の「売上高(決算額)欄」の金額  
・個人事業者の場合:「所得税及び復興特別所得税」の「確定申告書」第一表の「収入金額等」の「事業収入」欄、または「収支内訳書・1面」の「収入金額」の「①売上(収入)金額」欄、  
もしくは「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「①売上(収入)金額」欄の金額  
<注>①設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間(月数)を記載してください(例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載)。  
②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」は「0円」と記載するとともに、「決算期間(月数)」欄も「0か月」と記載してください。
- ※6 「直近1期(1年間)の売上総利益」は、以下の記載金額を転記してください。  
・法人の場合:「損益計算書」の「売上総利益(決算額)欄」の金額  
・個人事業者の場合:「収支内訳書・1面」の「⑩差引金額」欄、または  
「所得税・青色申告決算書」の「損益計算書」の「⑦差引金額」欄の金額  
<注>①設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間(月数)を記載してください(例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載)。  
②設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」は「0円」と記載するとともに、「決算期間(月数)」欄も「0か月」と記載してください。
- ※7 全ての申請者(共同申請参画事業者を含む)について、代表者の生年月日が確認できる公的書類の写しの添付が必須です。

## ※全ての申請者【必須回答】

(これまでに実施した、全国対象の「小規模事業者持続化補助金」の補助事業者に該当する者(※特定の災害に係る被災事業者向け公募:平成28年度熊本地震復旧等予備費事業、平成28年度第2次補正予算事業のうち【熊本地震対策型】【台風激甚災害対策型】および【九州北部豪雨災害対策型】を除く)は、今回応募時に、該当する回に提出した実績報告書(様式第8)の写しの提出が必須です) **注:共同申請により採択・交付決定を受けて補助事業を実施した「参画事業者」も含まれます。**

1年目事業(平成25年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か	<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
2年目事業(平成26年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か	<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
3年目事業(平成27年度補正)、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か	<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない

4年目事業（平成28年度第2次補正事業のうち【一般型】または【追加公募分】のみ）、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か	<input type="checkbox"/> 補助事業者である	<input checked="" type="checkbox"/> 補助事業者でない
（1年目事業～4年目事業のいずれかの補助事業者の方のみ） それぞれ該当する回の補助事業での販路開拓先、販路開拓方法、成果を記載した上で、今回の補助事業との違いを記載してください。（共同申請による実施は、代表事業者名を明示のこと）		

※全ての申請者【必須回答】（風俗営業法に該当する場合は、申請できません。）

補助対象事業として取り組むものが、風俗営業法第2条に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
-----------------------------------	-------------------------------	---

※法人のみ【必須回答】（みなし大企業に該当する場合は、申請できません。）

みなし大企業（公募要領P.85「参考2」）に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当する	<input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
-------------------------------	-------------------------------	---

※採択審査時に以下の政策加点の付与を希望する全ての申請者【該当者のみ必須回答】

**（1）生産性向上加点【公募要領P.76参照】**

「生産性向上加点」の付与を希望する事業者は、下欄の経営計画の「4-2.今後の設備投資計画」に、今後数年間の間における設備投資計画を記載するとともに、同欄内の、「生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」を制定し、認定を受けた事業者が実施した設備投資に対して固定資産税の税率をゼロとする制度を実施する市区町村に対して、当該市区町村に対し、その地域内に新たに導入する先端設備等に関する「先端設備等導入計画」の認定申請を行う意志があるかについて、「認定申請を行う意志がある」にチェックを入れ、先端設備等の導入（設置）場所の市区町村名を記入することが必要です。

\*「4-2.今後の設備投資計画」に記載する新たな設備投資予定は、補助事業計画書における補助事業の取組内容や、今後、市区町村に認定申請を行う「先端設備等導入計画」の対象設備である必要はありません。

**（2）経営力向上計画加点【公募要領P.77参照】**

「経営力向上計画加点」の付与を希望する事業者は、以下の「平成30年2月28日までに、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けている事業者か」について、「認定を受けている」にチェックを入れるとともに、当該「認定書」の写しを申請時に添付提出することが必要です。

\*平成30年3月1日以降に認定を受けた事業者や、認定申請中の事業者は対象外です。

平成30年2月28日までに、「経営力向上計画」の認定を受けている  
(該当する事業者はチェックを入れてください。)

⇒この場合、申請書類に「認定書」の写しを必ず添付してください。  
(「認定書」の写しの添付が無い場合は、加点対象になりません)

### 1. 企業概要

昭和 60 年設立〇〇県の国道〇号沿いの海鮮居酒屋。座席数は 60。

週 6 日 11:00～23:00 営業（月曜休業）

厨房 2 人、接客 2 人（3 人がシフト制）

	売上総額の大きい商品		利益総額の大きい商品	
1 位	日替わり弁当	〇万円	ビール	〇万円
2 位	まぐろ丼	〇万円	特上にぎり	〇万円
3 位	にぎり	〇万円	にぎり	〇万円
4 位	ビール	〇万円	日替わり弁当	〇万円
5 位	特上にぎり	〇万円	まぐろ丼	〇万円

売上全体の 6 割は、周辺に立地する企業の従業員が訪れるランチ（単価平均 900 円）、残りの 4 割のうち約半分（2 割）が 6 人以上による宴会、残り（2 割）が 5 人以下の少人数による夕食。

※どのような製品やサービスを提供しているかお書きください。また売上げが多い商品・サービス、利益を上げている商品・サービスをそれぞれ具体的にお書きください。

### 2. 顧客ニーズと市場の動向

平日のランチは、競合店がラーメン店 1 店舗（単価 600 円程度）、ファミレス 1 店舗（単価 800 円程度）のみ。12 時～13 時半の間は満席で行列もできる（12 時半頃には 10 人を超える）。

夕食・宴会については、国道沿いと立地上、アルコールを飲まない一見のお客様が 7～8 割を占める。一方、常連のお客様は、約 10 年前には 50 名ほどいたが、周辺地域で少子高齢化が進み、現在では 10 名程度まで減少。

夕食では、寿司だけを注文するお客様が約半数、揚げ物・焼き物等寿司以外のメニューを注文するお客様が約半数。

また、平成 28 年 3 月に約 2km 先にチェーン店の「回転寿司 A」が開業して以来、売上が 2 割低下した。

※お客様（消費者、取引先双方）が求めている商品・サービスがどのようなものか、また自社の提供する商品・サービスについて、競合他社の存在や対象とする顧客層の増減など売上げを左右する環境について、過去から将来の見通しを含めお書きください。

### 3. 自社や自社の提供する商品・サービスの強み

当店は、約 10km 先の漁港における漁師 4 名と専売契約を結んでおり、その日の朝に獲れたての鮮度の高いネタを刺身・寿司として提供している。その質・味については評価が高く、平成 28 年には雑誌〇〇に「〇〇県の名店 100 選」として取り上げられたこともある。

最近立地した回転寿司 A と比較すると、宴会平均単価は 2 倍近く高いが、それは味・質をお客様が評価されていることを示している。

※自社や自社の商品・サービスが他社に比べて優れていると思われる点、顧客に評価されている点をお書きください。

#### 4. 経営方針・目標と今後のプラン

価格の値下げ圧力に負けない経営を目指すとともに、常連のお客様からいただいている高い評価に甘んじることなく、当店の魚料理のおいしさを一人でも多くの人に伝えたい。そのために、以下の計画を実行する。

お客様から味・品質について高く評価いただいていることを活用し、ランチについては単価を100円ずつ引き上げる。

顧客を増加させるため、デリバリーを開始する。当店からの徒歩圏内の人口は減少しているものの、バイクによる配送20分以内の範囲には多くの住居が存在し、特に高齢世帯が多く内食する方が多いため、売上増加が期待される。

まず、本年8月までに新メニューを考案・整備する。9月中にビラを10km圏内の全家庭にポスティングする。そして、10月からデリバリーサービスを開始する。

※1.～3.でお書きになったことを踏まえ、今後どのような経営方針や目標をお持ちか、可能な限り具体的にお書きください。また、方針・目標を達成するためにどのようなプラン（時期と具体的行動）をお持ちかお書きください。

#### 4-2. 今後の設備投資計画【採択審査時に「生産性向上加点」付与を希望する事業者のみ記入】

※採択審査時に「生産性向上加点」の付与を希望しない場合は、この項目は記入しないでください。

※他方、採択審査時に「生産性向上加点」の付与を希望する場合は、必ず、この項目（4-2.）を記入してください。下のチェック欄へのチェックと、先端設備等の導入（設置）場所の記入も必要です。

先端設備等導入計画の認定申請を行う意志がある（該当する事業者はチェックを入れてください。）⇒先端設備等の導入（設置）場所を記入：

（都道府県名）

（市・郡町村・東京23区名）

（字・丁目以下）

※経営計画書の作成にあたっては商工会と相談し、助言・指導を得ながら進めることができます。

※「4-2.」は、採択審査時に「生産性向上加点」の付与を希望する事業者のみ記入が必須（付与を希望しない事業者は記入しない）、他の欄は、全ての事業者が必須記入です。欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加できます。

※また、採択審査時に「事業承継計画加点」の付与を希望する事業者は、経営計画書の別添として、様式2-2「事業承継計画書」の作成・添付提出が必須です（「事業承継計画書」は、経営計画書本体の一部として、採点評価対象となります）。